

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

大分厚生年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年3月26日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月26日から同年3月26日まで

私は、A社に平成5年3月26日までの期間において勤務した。

申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、私が所持する平成5年3月の給与支給明細書において、給与から同年2月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持するA社の平成5年3月の給与明細書から判断すると、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所の経理責任者は、「当時の関連資料が残っていないことから申立内容を確認することができないが、現在は翌月控除方式にて、従業員の給与から厚生年金保険料の控除を行っており、申立期間当時から控除方式を変更した記憶は無い。」と供述しており、前述の平成5年3月の給与明細書に厚生年金保険料の控除額が記載されていることから判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

2 申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持するA社の平成5年3月の給与支給明細書に記載された同年2月分の厚生年金保険料の控除額か

ら、11万8,000円とすることが妥当である。

- 3 事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険被保険者資格取得日は昭和39年8月16日、資格喪失日は41年10月25日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和39年8月から40年4月までの期間は5万2,000円、同年5月から41年3月までの期間は7万6,000円、同年4月から同年9月までの期間は10万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月16日から41年10月25日まで

私は、昭和39年8月にB社（現在は、C社）からA社に出向し、42年1月からB社に復職した。A社に出向している期間も継続して勤務していたにもかかわらず、被保険者期間が無いので、申立期間について調査してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の妻が所持する申立人の履歴書には、「昭和39年8月B社からA社に出向を命ぜられ42年1月B社に復職を命ぜられる。」との記載があり、C社に照会した結果においても、同社からは、「申立人を昭和39年8月に当時のB社からA社へ出向させたと思われる。」旨の回答がなされており、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと認められる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿には申立人と同姓同名で生年月日が一致し、基礎年金番号に統合されていない船員保険被保険者記録（資格取得日は昭和39年8月16日、資格喪失日は41年10月25日）が確認できるところ、同名簿には申立人と同姓同名の船員保険被保険者を確認することができず、同記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

上記の事実からすれば、事業主は、申立人が昭和39年8月16日に船員保険被保険者の資格を取得し、41年10月25日に資格を喪失した旨の届出

を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

- 2 申立期間に係る標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社に係る船員保険被保険者名簿の記録から、昭和39年8月から40年4月までの期間は5万2,000円、同年5月から41年3月までの期間は7万6,000円、同年4月から同年9月までの期間は10万4,000円とすることが妥当である。

大分厚生年金 事案 508 (事案 75 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 11 月 1 日から 33 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 事業所における資格取得日に係る記録を昭和 32 年 11 月 1 日、資格喪失日を 33 年 9 月 1 日とし、当該期間に係る標準報酬月額については、1 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 20 日から 33 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 3 月から 33 年 8 月までの期間において A 社に継続して勤務したが、同社 B 事業所（勤務地は、A 社 C 事業所）に異動し勤務した申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

今回、同社 C 事業所で一緒に勤務した同僚の所在が判明したので、再申立てする。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、i) 当時、厚生年金保険の加入については、A 社各事業所の判断によって行われていたこと、ii) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 9 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。
- 2 しかしながら、今回、申立人は、「A 社 C 事業所で一緒に勤務した同僚の所在が判明した。」として再申立てを行ったため、当該同僚に照会したところ、当該同僚から、「申立人は、昭和 32 年ごろ A 社 D 事業所から同社 C 事業所に異動して来て、33 年 8 月末まで同社 C 事業所で一緒に勤務した。申立人が異動して来た当初は、申立人のような現場従業員は厚生年金保険に加入していなか

ったが、それでは不公平ということで同社C事業所を管轄する同社B事業所が厚生年金保険に加入することになった。申立人もこのときに厚生年金保険に加入したはずである。」旨の供述が得られたところ、適用事業所名簿によれば、同社B事業所は昭和32年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったことが確認できる上、同社B事業所の社会保険事務担当者及び同僚の供述から判断すると、同社C事業所の従業員は同社B事業所において厚生年金保険に加入する取扱いであったことが認められる。

また、同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、同社B事業所及び同社C事業所に勤務していた従業員の氏名及び担当業務等を記憶しており、当該同僚が供述した当時の同社両事業所の従業員数が、前述の被保険者名簿から確認できる同社B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和32年11月1日の被保険者数とほぼ一致することから判断すると、事業主は同社両事業所の従業員のほぼ全員について、厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち同社B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和32年11月1日から33年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、同職種の同僚の同社B事業所における昭和32年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届及び被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、昭和32年1月20日から同年11月1日までの期間については、申立人及び同僚の供述により、申立人が当該期間においてA社C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、同社B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和32年11月1日であり、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚は、「私とA社C事業所の所

長の二人は、会社に依頼して、A社B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当する前の昭和32年8月1日に同社E支店において厚生年金保険に加入したが、このとき申立人は加入していないと思う。」旨を供述している上、複数の同僚から同社B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの期間において厚生年金保険に加入していなかった旨の供述が得られた。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和59年8月1日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月1日から59年8月1日まで

私は、昭和54年10月から59年7月末までの期間においてA社に継続して勤務した。社会保険庁(当時)の記録では、58年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことになっており、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が昭和54年10月21日から59年7月31日までの期間において継続してA社に勤務していたことが確認できる。

また、同社が所持している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人が昭和59年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の記載がなされており、同年8月18日付けで社会保険事務所の受付印があることが確認できることから、58年8月1日に同社において申立人が被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和58年10月1日の定時決定を二重線で訂正した上で、申立人の資格喪失日を58年8月1日と記載していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、昭和59年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められ

る。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和58年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び同社が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、12万6,000円とすることが妥当である。

大分厚生年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月ごろから 38 年 2 月 10 日まで

私は、申立期間においてA社で運転手として重機を各工事現場に運搬する業務に従事していたのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人と同職種の複数の同僚らの供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、A社において、運転手として業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によれば、平成 15 年 10 月 7 日にA社は適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も居所不明であることから、申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は本社採用であった旨申し立てているものの、当時の経理担当者は、「運転手及び作業員等を含めて現場の業務に携わる従業員は、入社後すぐに本社採用されていなかった。入社後、現場を異動するなどした際に本社採用となり、厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述しており、A社に勤務していた申立人と同職種の複数の同僚らに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、同人らは勤務開始時期及び雇用保険被保険者資格の取得日から、1年7か月から2年7か月の期間を経過した後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

なお、申立人を記憶する同職種の同僚は、「私は入社して1年から2年ぐらいの期間を経過してから、厚生年金保険被保険者の資格を取得している。会社は、入社して一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させたと思う。」と具体的に供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票

から、当該同僚は申立事業所に入社したとする時期から約2年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。これらのことから判断すると、当時の事業主は、申立人と同職種の従業員については、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月25日から30年2月1日まで
② 昭和34年7月1日から35年7月15日まで
③ 昭和43年4月16日から46年12月1日まで

私は、A県内のB社等に整備員として勤務した。申立期間①はB社C店(現在は、D社)に、申立期間②はB社E店(現在は、F店)又はD社に、申立期間③はA県G会と事業主が同一であったH社(現在は、I社)にそれぞれ継続して勤務していたのに、すべての期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間①及び②は結婚前の期間であり、勤務地及び勤務期間等の詳細については不明であるが、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について

申立人が保管するA県G会が発行した感謝状の記載から判断すると、申立人は、昭和26年1月から30年間、A県G会に所属する店の業務に従事していたことがうかがえるが、I社からは、「当該感謝状から申立人が30年間継続してB社の関連事業所の業務に従事していたとは思いますが、いつの時点でどの事業所に勤務したか否かについては、当時の状況を知り得る者はおらず、申立人に係る人事記録等がないため、不明。」との回答がなされている。

また、B社C店及びB社E店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①及び

②の前後の期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚らに照会しても、「申立人のことは覚えているが、勤務時期等の詳細についてはわからない。」とそれぞれ供述している上、申立人は既に死亡しているところ、申立人の妻は、「申立期間①及び②は結婚前の期間であり、勤務地及び勤務期間等の詳細については不明である。」旨を供述しており、申立期間①及び②において、申立人が両申立事業所に勤務していたことが確認できない。

さらに、申立人の妻は、「申立人は、申立期間①及び②において本社雇用の整備員であったと思う。」と供述しているところ、B社J本社は、「整備員は派遣先のB社各店で厚生年金保険に加入するかどうかを決めさせていたと思われるが、厚生年金保険料を控除していたかどうかについては分からない。」旨を述べており、D社及びF店は、「申立人の勤務実態及び厚生年金保険の資格に関する届出及び保険料控除については当時の資料が残っていないため、不明である。」旨を述べている。これら関係者の説明からすれば、整備員に係る厚生年金保険の被保険者資格に係る届出を行うか否かの判断は、B社各店が行っていた状況が見受けられるものの、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除がなされたかどうか等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③について

申立人の同僚に照会した結果、「申立人は、申立期間③当時、K市においてB社の店をいったん開業したが、その後、再び整備員に戻ったと思われる。」旨の供述が得られており、B社J本社への照会結果においては、「申立人は、申立期間③のうち、昭和43年4月初旬から46年7月末までの期間はB社L店を経営していた。」との回答が得られている。

また、適用事業所名簿によると、B社L店は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるところ、申立人の妻は、「開業したB社の店は、夫と私とアルバイトの学生の合計3、4人で経営していた程度の規模だったので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と述べており、申立期間③のうち、昭和43年4月初旬から46年7月末までの期間に申立人が勤務していたと推測されるB社L店は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間③のうち、昭和46年8月から同年11月までの期間について、I社に照会した結果、「当時の保険料控除等の関連資料は無く不明。」との回答がなされている上、H社及びA県G会に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚らは居所不明等であり、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及

び供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 506

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月 5 日から 54 年 3 月 30 日まで
② 昭和 54 年 4 月 5 日から 55 年 3 月 30 日まで

私は、申立期間①はA市立B校で臨時事務職員として、申立期間②はC村立D校で臨時講師としてそれぞれ勤務したのに、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びE県教育委員会が発行する履歴証明書から、申立人が、申立期間①において、E県A市立B校で臨時事務職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E県教育委員会に照会した結果、「小中学校に勤務する臨時的任用職員の厚生年金保険の加入等に係る手続は、各教育事務所で行っていた。」との回答が得られているところ、E県A市立B校を管轄するE県教育庁F教育事務所に照会した結果、「申立期間①において申立てどおりの届出及び保険料の控除等に係る関連資料は無い上、当時の事務担当者からも保険料の控除等に係る供述を得ることができず不明である。」旨の回答が得られている。

また、E県教育庁F教育事務所の人事記録から、申立人と同じ臨時事務職員であった同僚らは複数確認できるものの、E県教育庁F教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、当該同僚らについて申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、申立人が記憶する申立人と同職種の臨時事務職員の同僚からは、「私も厚生年金保険の被保険者記録

が確認できないが、当時、同僚及び事務担当者から厚生年金保険の加入が無かったと聞いたことを記憶している。」との供述が得られている。これらの事実から判断すると、事業主は、申立期間①当時、申立人と同職種の臨時事務職員については、厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

2 申立期間②について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、雇用保険の被保険者記録及びE県教育委員会が発行する履歴証明書から、申立人が、申立期間②において、E県C村立D校で臨時講師として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E県教育委員会に照会した結果、「小中学校に勤務する臨時的任用職員の厚生年金保険の加入等に係る手続は、各教育事務所で進んでいた。」との回答が得られているところ、E県C村立D校を管轄するE県教育庁G教育事務所に照会した結果、「申立期間②において申立てどおりの届出及び保険料を納付していたことを確認できる関連資料は無いため、不明である。」旨の回答が得られている。

また、当時の給与支払事務担当者に照会した結果、同人は、「私は当時、社会保険関係の事務を行った記憶は無いが、一部の地域で臨時講師を厚生年金保険に加入させないのはおかしいとの意見があり、それから一斉ではなかったものの、順次、各教育事務所は臨時講師に係る厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出を行ったと記憶している。」と供述しているところ、E県教育庁G教育事務所が保管する「昭和54年度臨時講師等名簿」に氏名の記載が認められる者の中には、E県教育庁G教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないものの、昭和55年ごろから厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる者が3人いることが認められる。

さらに、E県教育庁G教育事務所の人事記録から臨時講師であったことが確認できる37人のうち、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのは5人だけで、申立人を含む32人は厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。これらのことなどから判断すると、事業主は、当該期間当時、申立人と同職種の臨時講師について、すべての者を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

加えて、申立人と同職種の臨時講師であり、申立期間②当時において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者に照会したが、当該期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたとの供述を得ることはできなかった。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月23日から31年12月ごろまで

私は、A社（現在は、B社）に3年くらい勤務していた記憶があるが、同社における厚生年金保険の被保険者記録は21か月しか無い。

申立期間も同社に勤務していたと思うので調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和31年12月ごろまで勤務していたと述べているものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、30年9月23日に同社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる上、申立人に係る戸籍の附票から、申立人は、申立期間直前の同年9月17日にC県D郡E町（現在は、F市）からG県H市（申立人の妻の実家）に妻とともに転居していることが確認できる。この事実から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していなかったと推認される。

また、B社に照会した結果、当時の人事記録等の関連資料は保存しておらず申立内容については不明であるとの回答が得られており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、申立人は申立期間において、G県H市に所在した別の事業所に勤務していた記憶があるとも述べているなど、申立てに係る申立人の記憶は曖昧である。

なお、G県H市に所在したとする事業所は、オンライン記録によると、昭和32年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、申立期間において当該事業所に勤務していたとする者は、いずれも申立人に係る記憶が無いと申し述べている上、当該事業所が厚生年金

保険の適用事業所に該当する前の期間において、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった旨を供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 510

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年ころから34年1月1日まで
昭和23年ころから35年までの期間においてA社に勤務しており、34年1月1日からはB共済組合において共済組合員記録が確認できるが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は危険物取扱主任者の資格を昭和30年12月23日において取得していることが確認できるところ、申立人の妻が所持する「危険物取扱主任者免許証」に就業場所がA社と記載されていることから判断すると、勤務期間は特定できないが、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿から、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人の妻が記憶する同僚は死亡又は所在不明等のため照会することができず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がB共済組合に移管されていることが確認できる者は、申立人とは異なり、C社に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人及び申立人の同僚について、昭和34年1月1日以前のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

加えて、B共済組合に照会した結果、申立人は、同共済組合の組合員資格を、昭和34年1月1日に取得し、同年12月10日に喪失した上、当該期間については退職一時金を受給しており、同年1月1日以前に厚生年金保険の被保険者

であったとして同共済組合に移管された記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 511

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 8 月 15 日まで
私は、A市役所内にあるA市B公社（現在は、C財団法人）に就職した。健康保険被保険者証が交付されたので、厚生年金保険にも加入していたと思っていた。市の正規職員と同じように勤務していたのに、申立期間について厚生年金に加入していないのは納得できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市役所が提出した職歴証明書から、申立人が、申立期間において、臨時的任用職員としてA市B公社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A市B公社は、昭和 45 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、A市役所に照会した結果、「A市B公社が適用事業所に該当する前は、申立人と同様の雇用形態である臨時的任用職員として採用した者について厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料の控除も行っていない。」と回答しているところ、A市B公社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 45 年 3 月 1 日において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる者で申立期間後に勤務した職員は、「私は昭和 44 年秋にA市B公社に入社したが、厚生年金保険に加入したのは 45 年 3 月 1 日であり、加入する前の期間について厚生年金保険料は給与から控除されていなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人のA市B公社に係る雇用保険の被保険者記録は確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 512

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 1 日から 39 年 12 月 1 日まで
② 昭和 39 年 12 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 3 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで
④ 昭和 45 年 7 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで

申立期間①については、事業所の名称は記憶していないが、A県B市にあった鉄工所に勤務していた。申立期間②については、C市のD店に住み込みで勤務していた。申立期間③については、E市F町のG社に勤務していた。申立期間④については、H社に勤務していた。ねんきん特別便において確認したところ、すべての申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA県B市立I校を卒業後、同校の推薦により同市内の鉄工所に勤務していたと主張しているものの、事業所名、所在地及び同僚の氏名を記憶していない上、同校は、保存期限経過のため当時の関連資料を保管していないことなどから、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができず、事業所及び同僚から申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人はC市のD店に勤務したと主張しているところ、事業主の子は、「申立人のことをかすかに覚えているものの、当時の資料は保存していないため、申立人の勤務状況等については確認できない。」

と供述している。

また、事業所番号等索引簿にD店は掲載されておらず、商業登記簿謄本から当該事業所は確認できない上、前述の事業主の子の供述などから判断すると、申立事業所は当時個人経営であったと推測されることから、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことがうかがえる。

さらに、当時の事業主及び親族について、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、事業主は既に他界していることから、申立人に係る当時の厚生年金保険料の控除等について確認できる具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚等の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がG社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿では、G社は、昭和62年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、G社に照会したところ、同社は、「申立期間③当時の関連資料が無く、不明であるが、当社が厚生年金保険の適用事業所に該当する以前の期間において給与から厚生年金保険料を控除したことは無いと思う。」と回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和62年8月1日以前に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者を確認することができず、申立人が申立期間③において厚生年金保険に加入していたことは確認できない。

なお、申立人が同時期にG社において勤務していたとする申立人の兄については、商業登記簿謄本から同社と事業主が同一であることが確認できるJ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間③のうち、昭和44年6月から45年4月までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

しかしながら、前述の被保険者原票から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者で申立人を記憶している者はいない上、G社で勤務していたと申立人が記憶する複数の同僚及び申立人の父について、いずれもJ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から厚生年金保険の被保険者記録を確認することができないことから判断すると、G社は当時従業員について、必ずしも事業主が同一であるJ社において厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる

給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

- 4 申立期間④について、勤務内容に係る申立人の具体的な供述および同僚等の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がH社で勤務していたことは推認される。

しかしながら、事業所番号等索引簿では、H社は、昭和47年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、H社に照会したところ、同社は「申立期間④当時の関連資料が無く、不明であるが、当社が厚生年金保険の適用事業所に該当する以前の期間において給与から厚生年金保険料を控除したことは無いと思う。」と回答しているところ、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和47年10月1日以前に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者を確認することができず、申立人が申立期間④において厚生年金保険に加入していたことは確認できない。

このほか、申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。